

倭・百済間の人的交通と外交

倭人の移住と倭系百済官僚

Human Traffic and Diplomacy between Wa and Baekje:
Emigration of the Wajin and Bureaucrat of Kudara of the Wajin Native Place

仁藤敦史

NITO Atsushi

はじめに

①加耶地域の倭人集団

②倭系百済官僚

③五世紀末の百済と倭

おわりに

【論文要旨】

倭と栄山江流域の交流史を考える場合、文献的に問題となるのは、まず全羅南道および耽羅の百済への服属時期を確定することが必要と思われる。そのうえで北九州系および畿内系などに細分化される倭人の移住集団の活動内容の分析が必要となる。さらには加耶地域への移住集団との対比も必要となる。以下ではこの問題を考える素材として『日本書紀』欽明紀に散見する倭系百済官僚を中心に検討した。

現在、栄山江流域の前方後円墳被葬者についての諸説は、大きくは在地首長あるいは土着勢力とする説、倭人あるいは倭系の人物を被葬者とする説に分かれている。本稿では在地的な首長系列とは異なる地点に突如出現する点を重視して、後者の可能性を指摘した。

結論として、憶測を述べるならば五世紀後半以降の一時期に限定される栄山江流域の前方後円墳被葬者像として、百済王族たる地名王・侯の配下で、県城以下クラスの支配を任された、北九州を含む倭系豪族と想定した。彼らはやがて、百済の都に集められて官僚化し、倭国との外交折衝などに重用されたために、一時的な現象として古墳は消滅したのではないか。栄山江流域にのみ前方後円墳が集中する理由や、移住の詳細なプロセスなどについては不明であり、今後も検討する必要がある。

【キーワード】 前方後円墳, 栄山江, 倭系百済官僚, 北九州, 慕韓

はじめに

倭と栄山江流域の交流史を考える場合、文献的に問題となるのは、まず全羅南道および耽羅の百済への服属時期を確定することが必要と思われる。そのうえで北九州系および畿内系などに細分化される倭人の移住集団の活動内容の分析が必要となる。吉備臣・河内直などの加耶地域への移住集団との対比も必要となる。以下ではこの問題を考える素材として『日本書紀』欽明紀に散見する倭系百済官僚を中心に検討したい。

まず百済と倭国との交渉開始は、神功紀の史料批判と金石文の年代を重視すれば、百済王により七支刀の献上がなされた三六九（泰和四）年が、本来の百済と倭国の通交開始年代と推測される⁽¹⁾。その後、以下の記述のように、両者の交流の深まったことにより朝鮮半島南部には倭人が多く居住し、五世紀後半において交易・外交・軍事などを契機として派遣された豪族らと現地女性との間に生まれた「韓子」「韓腹」と称される混血が多数存在し、倭から派遣された使者が長期に「任那」に居住したともある⁽²⁾。

『日本書紀』継体二十四年九月条

以_下日本人与_上任那人_下、類以_上児息_下、訴訟難_上決、元無_上能判_下。……〈大日本人、娶_上蕃女_下所_下生為_上韓子_下〉

『日本書紀』欽明二年七月条

日本卿等、久住_上任那之國_下、近接_上新羅之境_下。

韓子や韓腹のなかには、以下のように紀臣が「韓婦」を娶ったために、百済に留まり、百済の高官になったとか、佐魯麻都は、「韓腹」で加耶で勢力を誇ったと伝えるように、倭系百済官人や倭系加耶人として活躍する者もいたと伝える。

『日本書紀』欽明二年七月条

〈紀臣奈率者、蓋是紀臣娶_上韓婦_下所_下生、因留_上百濟_下、為_上奈率_下者也〉

『日本書紀』欽明五年三月条

佐魯麻都、雖_上是韓腹_下、位居_上大連_下。廁_上日本執事之間_下、入_上榮班貴盛之例_下。

とりわけ九州の在地豪族出身（火葦北国造刑部鞞部阿利斯登之子）でありながら百済の高官となり（二品相当の達率）、大伴金村を我が君と呼び、敏達に対百済策を献策した日羅はそうした倭系人の典型と考えられる⁽³⁾。

『日本書紀』敏達十二年是歳条

復遣_上吉備海部直羽嶋_下、召_上日羅於百濟_下。羽嶋既之_上百濟_下、欲_上先私見_上日羅_下、独自向_上家門底_下。俄而有_上家裏來韓婦_下。用_上韓語_下言、……於_上檜隈宮御宇天皇之世_下、我君大伴金村大連、奉_上為國家_下、使_上於海表_下、火葦北国造刑部鞞部阿利斯登之子、臣達率日羅、聞_上天皇召_下、恐畏來朝。

ただし、当時において厳密な国籍を想定することはあまり意味がなく、国籍と政治的立場は必ずしも一致しないことに留意しなければならない。

さらに、百済には新羅・高句麗・倭・中国系の人々が、新羅にも中国・高句麗・百済系の人々が

居住したとあり、当時は多くの渡来人を受け入れた倭国も含めて、複合的多民族国家として存在したことが指摘できる。

『隋書』百済伝

其人雜_レ有新羅・高麗・倭等_ニ，亦有_レ中国人_ニ。

『隋書』新羅伝

故其人雜_レ有華夏・高麗・百済之属_ニ。

日羅の場合を典型とするならば、必ずしも国籍により区別されない能力主義的な政治構造が百済には存在したことになる。

①……………加耶地域の倭人集団—「任那日本府」の内実

加耶諸国の国家的な成熟および倭系人の居住という状況において、『日本書紀』の欽明紀には倭人系の活動組織として「任那日本府」という表現が見える。近年では、『日本書紀』が構想する朝鮮半島南部における領域支配の拠点としての「任那日本府」という議論は明確に否定されている⁽⁴⁾。「任那日本府」の実体は、「在安羅諸倭臣」「安羅日本府」などともある安羅に所在した「倭臣」と考えられている⁽⁵⁾。私見では、百済側の史料である「百済本紀」に記載された「日本府」とは、百済による加耶の併合圧力に対して抵抗した在地性が強い倭人集団を中心にその表現が用いられたと考える⁽⁶⁾。

まずは、なぜこうした「倭臣」らが「安羅」に存在するのか、その前史が考えられなければならない。六世紀以前において、倭国から加耶地域へ移住したと考えられる事例をいくつか示すならば、以下のようになる。

『日本書紀』神功六十二年条所引「百済記」(442年?)

〈百済記云、壬午年、新羅不_レ奉_レ貴国_ニ。貴国遣_レ沙至比跪_ニ令_レ討之。新羅人莊_ニ飾美女二人_ニ，迎_レ誘於津_ニ。沙至比跪，受_レ其美女_ニ，反伐_レ加羅国_ニ。〉

これは倭国の有力氏族である葛城氏と加羅国の関係を示す史料である。「百済記」によれば、新羅が「美女」を送って「沙至比跪」=「(葛城)襲津彦」を懐柔し、そのため加羅国を討伐したとの伝承である。神功紀は伝承的かつ複雑な性格が強く、実年代が決定しにくい、神功紀の記載は干支三運加算の修正が妥当だとすれば壬午年は四四二年に相当する⁽⁷⁾。親新羅的な立場の允恭に比定される倭王済が、四五一年の中国への遣使ではじめて「加羅」を含む六国諸軍事号を申請していることと対応する。四四二年に葛城襲津彦に比定される「沙至比跪」が大加羅国(高霊)を征討したが失敗したことを示している。新羅を討ちたい「天皇」と加羅を討った「沙至比跪」との立場の違いや、「天皇」は百済の将「木羅斤資」により加羅国を救援させたという伝承からは、新羅-葛城氏と百済-木羅斤資-ヤマト王権の対立関係を読み取ることができ、有力氏族の独立性と独自の交通の可能性を指摘できる⁽⁸⁾。

「襲津彦」は加羅に長期滞在し、新羅・百済・加羅という多方面の外交窓口となっており、自己の配下に渡来系氏族を編成していたことがうかがわれる。新羅の人質「微叱已知波珍干岐」を送還する使者に葛城襲津彦が任命されていることを重視するならば、以下の記述のように新羅から人質

がやってきた五世紀前半の状況に適合する⁽⁹⁾。

『三国史記』新羅本紀実聖尼師今元（402）年三月条

与_レ倭国_ニ通_ル好。以_テ奈勿王子未斯欣_ヲ為_ス質。

『三国史記』新羅本紀訥祗麻立干（418）二年秋条

王弟未斯欣自_レ倭国_ニ逃_ル還。

つぎに吉備上道臣田狭が四六三年、「任那国司」に任じられたとの記載が雄略紀にある。

『日本書紀』雄略七年是歳条

吉備上道臣田狭……拜_レ田狭_ヲ、為_ス任那国司。俄而天皇幸_テ稚媛。田狭臣娶_テ稚媛_ヲ、而生_テ兄君・弟君_ニ也。〈別本云、田狭臣婦名毛媛者、葛城襲津彦子、玉田宿禰之女也。天皇聞_テ体貌閑麗、殺_シ夫自幸焉。〉田狭既之_レ任所、聞_テ天皇之幸_テ其婦、思_フ欲求_テ援而入_リ新羅。于_レ時。新羅不_レ事_テ中国。天皇詔_テ田狭臣子弟君与_テ吉備海部直赤尾_ニ曰、汝宜_シ往_リ罰_ス新羅。……於是。弟君衛_レ命、率_テ衆行、到_リ百濟_ニ而入_リ其国。……弟君自思_フ路遠、不_レ伐而還、……任那国司田狭臣乃喜_シ弟君不_レ伐而還、密使_テ人於百濟、戒_シ弟君_ニ曰、汝之領項有_レ何牽錮_ニ而伐_シ人乎。伝聞、天皇幸_テ吾婦、遂有_テ兒息。〈兒息已見_テ上文〉今恐、禍及_テ於身、可_シ躡_リ足待_ル。吾兒汝者、跨_リ扱_テ百濟、勿_シ使_テ通_ル於日本。吾者扱_テ有_テ任那、亦勿_シ通_ル於日本。

この場合の「任那国司」とは、不定期に特定目的でヤマト王権から派遣された使者を示すものと考えられる。この記載によれば吉備氏は加耶を拠点として新羅と通じ、葛城氏とも婚姻関係を有していた、また同年条には吉備下道臣前津屋による雄略天皇への反乱伝承が語られており⁽¹⁰⁾、吉備臣は雄略との対立的要素をはらんでいた。雄略は「天皇、親ら新羅を伐たむと欲す」として、四人の将軍を任命し、新羅征討を命じた⁽¹¹⁾。このように雄略は反新羅の立場であったが、吉備上道臣田狭は子の弟君が雄略の命令に反して新羅を討たなかったことを喜び、「吾は任那に扱り有ちて、亦日本に通わじ」と明言しているように、雄略とは異なる立場、すなわち親加耶・新羅の立場が明瞭である。子の弟君には「百濟」と連携して「日本」に対抗する立場を示しているように、基本的には加耶の独立を維持する立場から周辺諸国との連携を維持することを指示している。これは加耶諸国の外交方針と一致し、現地の立場を代弁するものであったと考えられる。こうした活動は、後述するように新羅・百濟の侵攻を排除し加耶の独立を維持しようとする後の「任那日本府」の活動に連続するものである。

雄略八年条には任那王による新羅救援軍に「日本府行軍元帥」の一人として膳臣・難波吉士とともに吉備臣小梨が見える。「日本府行軍元帥」の名称は「日本府」の初見史料であり、継体・欽明紀に見える「日本府」とは区別して、例外視する理解もあるが、「任那王」の指揮下に吉備臣を含む倭系の人々がいたことは重要と考えられる。百濟の立場から任那王の配下に位置付けられた倭系の人々を総称した表記とすることができる。

継体紀二十四年九月条には、近江臣毛野に討たれた「吉備韓子那多利・斯布利」が見える。彼らは「韓子」と表現され、現地の女性と吉備臣との間に生まれた人を示している。毛野臣は倭国から派遣された人物で、現地の人民を悩まし、和解することがなかったとあるように、現地の利害と衝突することがあり、吉備韓子もヤマト王権側ではなく、現地の立場を代弁したものと考えられる。ここからもヤマト王権と倭系加耶人との立場の相違が確認され、「日本府」としての一体性は読み取れない。

さらに欽明紀二年四月条には「任那日本府」吉備臣（欠名だが五年三月条の弟君と同一人か）が百済にいったとある。「百済本記」に「日本府」と表記される継体期以前から、加耶諸国に吉備臣らは倭系加耶人として居住しており、雄略期における吉備氏の反乱伝承を重視するならば、親百済・反新羅というヤマト王権の外交的立場と異にする吉備臣一族が「吾は任那に抛り有ちて、亦日本に通わじ」とあるように加耶に居住したことが想定される。本来は、倭臣でありながら（ちなみに「百済本記」が「在安羅諸倭臣」と表記して倭臣であることを強調するのは、元倭臣の子孫であったことにより、ヤマト王権への臣従関係を期待したもので、必ずしも当時の立場を正確に示してはいない）、ヤマト王権とは相対的に独立した存在として、加耶諸国の独立性を維持する外交的立場を代弁する存在として吉備臣らを位置付けることができる。

②……………倭系百済官僚

継体朝から欽明朝にかけて集中して見えるようになる倭系百済官僚も同様な存在であり、『日本書紀』の編纂材料となっている百済系史料（百済三書）においては、親百済的であれば百済の官位を与えられ倭系百済官僚となり、反百済・親加耶的存在であれば、抵抗勢力として「任那日本府」として表現されたものと考えられる。ちなみに倭系百済官僚と推定されているのは以下のよう⁽¹²⁾な人々である。

『日本書紀』継体六年十二月条

百済遣_レ使貢調。別表請_レ任那国上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁四県_一。哆唎国守穗積臣押山奏曰。……於_レ是或有_レ流言_一曰、大伴大連与_レ哆唎国守穗積臣押山_一、受_レ百済之賂_一矣。

『日本書紀』継体十年九月戊寅条

百済遣_レ灼莫古將軍、日本斯那奴阿比多_一、副_レ高麗使安定等_一、来朝結_レ好。

『日本書紀』継体二三年三月条

百済王謂_レ下哆唎国守穗積押山臣_一曰。……

『日本書紀』欽明二年七月条

百済聞_レ安羅日本府与_レ新羅_一通_{上レ}計、遣_レ前部奈率鼻利莫古・奈率宣文・中部奈率木昷味淳・紀臣奈率彌麻沙等_一、〈紀臣奈率者、蓋是紀臣娶_レ韓婦_一所_レ生、因留_レ百済_一、為_レ奈率_一者也〉使于安羅。

『日本書紀』欽明同二（三カ）年七月条

百済遣_レ紀臣奈率彌麻沙・中部奈率已連_一。来奏_レ下韓任那之政_一、并上表之。

『日本書紀』欽明四年九月条

百済聖明王遣_レ前部奈率眞牟貴文・護徳已州已婁与_レ物部施徳麻奇牟等_一、来献_レ扶南財物与_レ奴二口_一。

『日本書紀』欽明五年二月条

百済遣_レ施徳馬武・施徳高分屋・施徳斯那奴次酒等_一、使_レ于任那_一、謂_レ日本府与_レ任那早岐等_一曰、我遣_レ紀臣奈率彌麻沙・奈率已連・物部連奈率用歌多_一、朝_レ調天皇_一。彌麻沙等還_レ自_レ日本_一、

以_レ詔書_ニ宣曰。……

『日本書紀』欽明五年三月条

百濟遣_レ奈率阿毛得文・許勢奈率哥麻・物部奈率哥非等_ニ，上表曰，奈率弥麻沙・奈率已連等，至_レ臣蕃_ニ，奉_レ詔書_ニ曰，……

『日本書紀』欽明六年五月条

百濟遣_レ奈率其悛・奈率用哥多・施德次酒等_ニ上表。

『日本書紀』欽明八年四月条

百濟遣_レ前部德率真慕宣文・奈率哥麻等_ニ，乞_レ救軍_ニ。

『日本書紀』欽明十一年二月庚寅条所引「百濟本記」

遣_レ使詔_ニ于百濟_ニ〈百濟本記云，三月十二日辛酉，日本使人阿比多率_レ三舟_ニ来_レ至都下_ニ。〉曰。

『日本書紀』欽明十四年正月乙亥条

百濟遣_レ上部德率科野次酒・杆率礼塞敦等_ニ，乞_レ軍兵_ニ。

『日本書紀』欽明十四年八月丁酉条

百濟遣_レ上部奈率科野新羅・下部固德汶休带山等_ニ，上表曰，去年臣等同_レ議，遣_レ内臣德率次酒・任那大夫等_ニ，奏_レ海表諸彌移居之事_ニ。

『日本書紀』欽明十五年二月条

百濟遣_レ下部杆率將軍三貴・上部奈率物部烏等_ニ，乞_レ救兵_ニ。

『日本書紀』欽明十五年十二月条

以_レ十二月九日_ニ，遣_レ攻_レ斯羅_ニ。臣先遣_レ東方領物部莫奇武連_ニ。領_レ其方軍士_ニ，攻_レ函山城_ニ。有至臣所_ニ将来_レ民竹斯物部莫奇委沙奇，能射_レ火箭_ニ。

『日本書紀』敏達十二年七月丁酉朔条

今在_レ百濟_ニ火葦北国造阿利斯登子，達率日羅，賢而有_レ勇。

これらを氏族ごとに分類するならば，以下のようになる。

物部・穂積

(下) 唎唎国守穂積臣押山 (委の意斯移麻岐弥) (継体 6/4・6/12・7/6・23/3)

物部連奈率用歌多 (欽明 5/2・6/5)

物部施德麻智牟 (欽明 4/9) → 東方領物部莫奇武連 (欽明 15/12)

物部奈率歌非 (欽明 5/3)

上部奈率物部烏 (欽明 15/2)

科野 (斯那奴)

日本斯那奴阿比多 (継体 10/9) (日本斯那奴) 阿比多 (欽明 11/2) 阿多比 = 直か

施德斯那奴次酒 (欽明 5/2) → 上部德率科野次酒 (欽明 14/1・14/8)

上部奈率科野新羅 (欽明 14/8)

巨勢 (許勢)

(許勢) 奈率歌麻 (欽明 5/3・8/4)

紀

紀臣**奈率**弥麻沙（欽明 3/7・5/2）

葦北／竹斯

（火葦北国造）**達率**日羅（敏達 12/7）

竹斯物部莫奇委沙奇（欽明 15/12）

さらに年代順に配列し、表記の変化を示すならば、以下のようになる。

紀臣**奈率**弥麻沙（欽明 3/7・5/2）

物部**施德**麻胥牟（欽明 4/9）

物部連**奈率**用歌多（欽明 5/2・6/5）

施德斯那奴次酒（欽明 5/2）

物部**奈率**歌非（欽明 5/3）

（許勢）**奈率**歌麻（欽明 5/3・8/4）

上部**德率**科野次酒（欽明 14/1）

上部**奈率**科野新羅（欽明 14/8）

東方領物部莫奇武連（欽明 15/12）

上部**奈率**物部烏（欽明 15/2）

（火葦北国造）**達率**日羅（敏達 12/7）

欽明五年（544）までは官位のみ記載であったが、それ以降においては、官位だけでなく上部のような五部記載が見える点で大きく変化している。これは原史料たる「百済本記」にすでに存在した記載の変化で、泗泚遷都（538）以降の五方・五部制の整備と関連する。百済の官位制によれば、**達率**・東方領は二品、**德率**は四品、**奈率**は六品、**施德**は八品に相当する。**達率**・東方領が二例、**德率**が一例、**奈率**が六例、**施德**が二例あり、全十一例の官位記載がある倭系百済官僚のうち半数以上の六例が六品相当の**奈率**であるが、五部制導入以降は、**達率**や東方領、**德率**などの高官の事例が増加する点は注目される。

これらの記事には同一人の昇進の事例も存在する。

物部**施德**麻胥牟（欽明 4/9） → 東方領物部莫奇武連（欽明 15/12）

施德斯那奴次酒（欽明 5/2） → 上部**德率**科野次酒（欽明 14/1）

記載によれば、**施德**（八品）から**德率**（四品）と東方領（**達率**・二品相当）への昇進事例があり、欽明期後半に倭系百済官僚の地位が上昇していることが確認される。これは、欽明紀十四年以降に五部名を付するようになることと関連し、都下に居住する官僚となったことが想定される。

つぎに百済の官位序列と地方支配のあり方を考察するならば、以下の史料が注目される。

『周書』百済伝

都下有**二**万家，分為**二**五部，曰**二**上部・前部・中部・下部・後部，統**二**兵五百人，五方各有**二**方領一人，以**二**達率**二**為之。郡將三人，以**二**德率**二**為之，方統**二**兵一千二百人以下，七百人以上。城之内外民庶及余小城，咸分隸焉。

『翰苑』百濟伝所引「括地志」(642)

方皆達率領之。每方管郡，多者至十，少者六・七，郡将皆恩率為之。郡県置路使，亦名城主。

『周書』百濟伝によれば、都の五部に対して、方領の達率（二品）と三人の郡将の徳率（四品）が、地方の五方体制として説明されている。ただし、『翰苑』百濟伝所引「括地志」によれば、郡将は恩率（三品）とされて、地位が上昇しているが、これは後の六二四年から六三〇年頃の制度を示しているとの説がある。⁽¹³⁾郡より下の県城の城主クラスは扞率（五品）と推測され、『日本書紀』にみえる郡令（郡将）・城主（県城）との対応が指摘され、方-郡-城（県）の行政単位が復原される。⁽¹⁴⁾なお、「六品（奈率）已上，冠飾銀華」とあるように、六品以上が上層官僚とされていた。

倭系百濟官僚の多くは初期には、県城以下の地方官僚クラス（六品相当の奈率）であったが、先述したように欽明期後半に倭系百濟官僚の地位が上昇し五部名を付するようになることと関連し、都下に居住する官僚となったことが想定される。五部の記載は都の貴族の居住地区を示す称号であり（上下は東西，前後は南北とされる），上部徳率の科野次酒は都の官僚となり，これに対して東方領部莫奇武連は地方の軍事を担当したと想定される。さらに、『梁書』百濟伝によれば中国の郡県に相当するものとして，城は固麻，邑は檐魯といひ，百濟国は二十二の檐魯から構成されていたとある。

「梁職貢図」百濟国条題記（南京本）

号治城曰固麻，謂邑曰檐魯，如中国郡县。有二十二檐魯，分子弟宗族為之。旁小国有叛波・卓・多羅・前羅・斯羅・止迷・麻連・上巳（己）文・下枕羅等，附之（百濟）。

『梁書』百濟伝

号所治城曰固麻，謂邑曰檐魯，如中国之言郡县也。其国有二十二檐魯，皆以子弟宗族分扞之。

こうした体制の時期を推測するならば、百濟の梁への朝貢は五二一年からで、五二四年と五三四年の記事の間に記載されていることがまずは留意される。百濟中心の世界観においては、国内行政単位の檐魯の外に、「旁小国」として新羅（斯羅）や加耶地域（叛波・卓・多羅・前羅）以外に、全羅南道地域の「止迷・麻連」を含めて「附（庸）」しているように、新羅と百濟が梁に同伴入貢した五二一年前後において、当該地域が百濟の完全な国域とは認識されていなかったことが確認される。⁽¹⁵⁾北方の熊津城の成立を考慮すれば、五三八年の熊津城から泗沘城への遷都が五方・五部制整備の時期と推測される。東方領は五五四年には実在し、五一二年から加耶地域（河東-帶沙）へ百濟の侵攻が開始され、加耶地域への「郡令・城主」の拡大設置がなされるので、およそ五四三年以後の時期が想定される。また、『翰苑』百濟伝所引「括地志」によれば「每方管郡，多者至十，少者六・七」とあるが、『旧唐書』百濟伝によれば、百濟旧領の五部三十七郡二百城は、百濟滅亡後に五都督府三十七州二百五十県へ再編されたとある。これを前提とすれば二十二檐魯から三十七郡への分割が想定され、⁽¹⁶⁾五方の管郡数は七郡前後が平均となる。

百濟の東城王は、武勳があった王族に、全羅道の要地の王・侯に封建して、南斉の中国皇帝から承認されることを希望した。五方・五部制に先行して、こうした地名を授与する地名+王・侯制は五世紀後半に限られる。中国史料によれば四七二年と四九〇年および四九五年に記載が確認できる。

『魏書』百濟国伝、延興二（四七二）年条

延興二年，其王余慶始遣使上表曰，臣建_レ国東極_レ，豺狼隔_レ路，雖_レ世承_レ靈化_レ，莫_レ由_レ奉_レ藩，瞻_レ望雲闕_レ，馳_レ情罔_レ極，涼風微應。伏惟皇帝陛下，協_レ和天休_レ，不_レ勝_レ係仰之情_レ，謹遣_レ私署冠軍將軍・駙馬都尉・弗斯侯・長史余礼，龍驤將軍・帶方太守・司馬張茂等_レ，投_レ舫波阻_レ，搜_レ徑玄津_レ，託_レ命自然之運_レ，遣_レ進_レ万_レ一之誠_レ，冀神祇垂感，皇靈洪覆，克達_レ天庭_レ，宣_レ暢臣志_レ，雖_レ旦聞夕沒_レ，永無_レ余恨_レ。

『南齊書』百濟伝永明八（四九〇）年条

（全欠）報_レ功勞_レ勤_レ，実存_レ名烈_レ。仮行寧朔將軍臣姐瑾等四人，振竭_レ忠効_レ，攘_レ除国難_レ，志勇果毅，等威名将，可_レ謂_レ扞城固_レ蕃社稷_レ，論_レ功料_レ勤_レ，宜_レ在_レ甄頭_レ。今依_レ例輒仮_レ行職_レ。伏願恩愍，聽除_レ所_レ仮。寧朔將軍・面中王・姐瑾，歷_レ贊時務_レ，武功竝列，今仮_レ行冠軍將軍・都將軍・都漢王_レ。建威將軍・八中侯・余古，弱冠輔佐，忠効夙著，今仮_レ行寧朔將軍・阿錯王_レ。建威將軍余歷，忠款有_レ素，文武列頭，今仮_レ行龍驤將軍・邁盧王_レ。広武將軍余固，忠_レ効時務_レ，光_レ宣国政_レ，今仮_レ行建威將軍・弗斯侯。

『南齊書』百濟伝建武二（四九五）年条

今仮_レ沙名行征虜將軍・邁盧王_レ。贊首流為_レ行安国將軍・辟中王_レ，解礼昆為_レ行武威將軍・弗中侯_レ，木干那前有_レ軍功_レ，又拔_レ台舫_レ，為_レ行広威將軍・面中侯_レ。伏願天恩，特愍聽除。

これらの記述をまとめるならば、王・侯の記載が散見される。

472 - 弗スフツ侯

490 - 弗斯侯・面中王・八中侯・都漢王・阿錯ヲウ王・邁盧マロ王

495 - 邁盧王・辟中王・弗中侯・面中侯

これは、百濟による全羅南道に対する領有権の主張を南齊に公認してもらうことを目論んだと考えられる。⁽¹⁷⁾

末末保和による地名考証によれば、北は全羅北道の西北部と南は全羅南道の南部沿岸に偏っており、さらに四九〇年から四九五年にかけて、面中王が都漢王に、八中侯が阿錯王に改められていることを重視するならば、地名は次第に南下しており、百濟の支配領域が南に拡大していることが確認される。⁽¹⁸⁾

弗斯・弗中侯（比斯伐 - 全羅北道全州 / 分嵯郡 - 全羅南道宝城郡大浦里）

面中王（武珍州 - 全羅南道光州）

→都漢王（豆胗県 - 全羅南道羅州北辺 / 豆胗県 - 全羅南道高興）

八中侯（瓮羅郡 - 全羅南道羅州）

→阿錯王（阿次山郡 - 全羅南道木浦沖合の羅州群島 / 完州鳳東 - 千寛宇説）

邁盧王（馬西良県 - 全羅北道沃溝 / 馬斯良県 - 全羅南道長興郡会寧）

辟中王（全羅北道金堤）

これらの王侯号は、軍功による中央からの派遣制度で土着豪族の任用ではなく、『梁書』百濟伝に「其国有_レ二十二_レ櫓魯_レ，皆以_レ子弟宗族_レ分_レ抛之_レ」とあるように、郡に「子弟宗族」を分抛したことと対応している。五世紀後半以外にこうした記載がないことからすれば、一時的措置で六世紀には中央で官僚化させる政策に転換したと考えられる。地名王・侯制を前提とすれば、五世紀後半期

に百済は、全羅道地域に進出していくと解釈される⁽¹⁹⁾。

こうした動向において問題となるのは耽羅の服属時期である。後の『隋書』百済伝には舩牟羅国は百済に附庸していたとあるが、その契機が問題となる。

476 耽羅が方物を百済に献上（百済本紀文周王二年四月条）

498 耽羅が貢賦を修めなため、王が親征して武珍州に至り、耽羅はこれを聞いて遣使謝罪したので親征を中止した（百済本紀東城王二十年八月条）

508 南海中の耽羅人、初めて百済国に通う（『日本書紀』継体紀二年十二月条）

神功紀に耽羅を意味する「忱彌多礼」の倭国への服属記載は史実性において問題外としても、耽羅の服属時期を五世紀後半とするか六世紀初頭とするかは、百済による全羅道地域の編入を考える場合には大きな問題となる。四九八年に武珍州で百済王が耽羅の使者と面会したとあるのは、面中王による武珍州（光州）の支配と関連するもので、四七六年とともに不定期的な関係を想定させる。『日本書紀』にみえる「南海中」の表記は百済中心の記述であり、百済側の「百済本紀」に依拠した記述で一定の史料的信頼があるとすれば、「初めて」とは以前までの不定期的な朝貢とは異なり継続的服属を示すものと解釈される。全羅道への百済の領土拡大と対応していたとすれば、六世紀初の服属が妥当と考えられる。

倭人による全羅南道地域に対する直接の入植記事は見られないが、六世紀初頭における無視できない移住政策記事が『日本書紀』にある。

『日本書紀』継体三年（五〇九）二月

遣_レ使于百済_ニ。〈百済本記云、久羅麻致支彌從_レ日本_ニ来_リ。未_レ詳。〉括_下出在_レ任那日本県邑_ニ百済百姓_ニ、浮逃絶_レ貫三四世者_上、並遷_レ百済_ニ附_レ貫也。

「浮浪絶貫」という潤色的な記事だが、百済人の加耶地域（任那日本県邑）から百済南部への移住開拓政策かと推測されるが、倭国の政策として語られていることを重視すれば、加耶在住の倭系人も当然含まれた内容と解釈されるが、残念ながら詳細は不明である。

四七八年に倭王武の雄略が請求した七国（承認は百済を除く六国）諸軍事号には「慕韓」が含まれ、中国の承認を前提としない自らの權威による自称・仮授の郡軍任命と七国諸軍事号地域に対する軍政権の主張が密接に関連し、かつ慕韓が馬韓を示すとすれば百済未服属地域を示す可能性は高いと考えられる⁽²⁰⁾。

百済未服属地域に対して、百済側の意向による倭系豪族の県城以下の地方官僚（六品相当の奈率）任命と配置の可能性（軍政権の行使）が指摘できるのではないか。度重なる倭国への救兵要求と百済未服属地域の百済領化要求の二つを満足させる便法として、五世紀後半期において一時的に、百済の軍事体制への編入を前提に倭系豪族の入植を促したこと（あるいは先行して雄略期以降に、全南地域に移住した倭系豪族が存在し、彼らを任用したことも想定される）も無理な想定ではないと考える。

先述したように反新羅の雄略とは外交的立場を異にした親加耶・新羅の吉備上道臣田狭は「吾は任那に拠り有ちて、亦日本に通わじ」と明言し、子の弟君に対しては「吾が見汝は、百済に跨え抛りて、日本にな通はしめそ」と命じ、「百済」と連携して「日本」に対抗する立場を示しているように（『日本書紀』雄略七年是歳条）、ヤマト王権の外交方針とは異なる指向を有する倭系豪族が、

在地の勢力と連携して、加耶や全羅道地域に割拠したことが想定される。

おそらく、全羅道への百済の領土拡大政策の進展と、倭国への直接的な救兵が必ずしも順調でなかった状況を前提に考えれば、倭系豪族の全羅道への配置（加耶からの入植を含む）と、百済の軍事・行政体制への彼らの編入（方－郡－城（県）体制における方領－郡令－城主への任命、「東方領」物部莫奇武連はその典型）とをセットで構想したものと考えられる。なお、百済王が南韓に郡令－城主を置き、倭兵（天皇三千兵士）に衣糧を与え、百済兵（我兵士）と合わせ直接に指揮しようとしたこと、欽明も百済王が倭兵を指揮することを認めたこと（所_レ請軍者、随_レ王所_レ須）は傍証となる（『日本書紀』欽明五年十一月条・同十四年六月条）。全羅道の土着勢力に対抗させるために、ヤマト王権からは相対的に独立し、親百済的であった彼らの力を利用するのは、百済王権にとっては合理的な選択であったのではないか。『隋書』百済伝に記載されるように、百済は多民族的の国家であり、軍事・外交・行政には百済人だけでなく、中国系や倭人系の能力ある者たちも登用されていたと推測される。

倭系百済官僚の活動時期については、日羅が安閑期に派遣されたことから六世紀以降と推定されることが多い。しかしながら、彼の父の名前「火葦北国造阿利斯登」は、半島系の名前であり、父の代から活動していたことが想定される。また、「斯那奴阿比多」は、単に「日本阿比多」とも表記されるので「斯那奴」は地名ではあるが、「科野直」のような氏姓が成立する以前の表記であり、五世紀段階にさかのぼる時期に半島に渡ったことが想定される。⁽²¹⁾ 雄略期から継体期にかけて、しばらくヤマト王権の外交的統制は弛緩するが、こうした時期に各地の豪族が氏族的利害により百済に渡り官僚化したものと推測される。

全南地域においては、百済との関係を強めながらも、なおも独立的な勢力が存在する段階に前方後円墳が出現すると想定される。後に軍事的な東方領として「物部莫奇武連」がみえるのは、こうした政策の存在を示していると考えられる。

③……………五世紀末の百済と倭

五世紀末の雄略期以降、府官制や部民制に連続する人制などの整備により、機構的な整備がなされるようになった。まだ、代替わりを超越した官僚的な機構としては未熟な要素を多分に有していたが、巨大な前方後円墳のみが唯一の身分的な編成を表象する時代は明らかに終了しつつあった。前方後円墳が本来有していた性格が大きく変質していった時期として、五世紀後半から六世紀初頭の時期は位置づけられる。前方後円墳が権力表象としての意味を喪失し、王権の構成員としての意識を示すものから、共通の葬送観念に基礎を置く墓制に変質する。栄山江流域に展開した前方後円墳もこうした変質過程において築造されたものであり、議論の前提としてヤマト王権による領域支配とは直接の関係がないことが指摘できる。

倭王武の上表文における「渡平海北九十九国」の表現に象徴されるのは、あくまで理念的な「治天下」観念であり、実際の版図とは異なるものである。百済による「慕韓」地域への支配領域の拡大が、その実相であり、「百済遣_レ使貢調。別表請_レ任那国上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁四県_レ」と『日本書紀』継体六年十二月条が描く「任那四県」の割譲は、それとの連続性において評価すべきもの

⁽²²⁾である。倭国への帰属意識が必ずしも強固でない倭系集団（むしろ土着した地域や百済への帰属意識が強い）の居住を前提とした百済の領有化に対する形式的承認と捉えられる。倭系集団による移住と同様に、列島内にも多くの渡来系氏族が移住しており、相互交流が活発におこなわれた時期でもあった。その場合には『三国史記』や『日本書紀』の記述を前提とした百済と倭国との直接的な関係ではなく、筑紫・吉備などの列島内諸勢力と加耶・栄山江流域などの在地諸勢力を媒介項として、多元的な交流が展開されていたことを考慮しなければならない。

当該期の百済と倭国の関係は、四七五年に百済は漢城から熊津へ遷都、四七八年には倭王武の上表文による諸軍事号の請求記事がある、そして四七九年には倭王が末多王を筑紫の軍士五百人とともに送還し東城王としたとあり、筑紫安致臣・馬飼臣等に率いられた水軍が、高句麗を討伐したともある。

◆四七五年の熊津への遷都

『三国史記』新羅本紀，慈悲麻立干十七年（474）七月条

高句麗王巨連，親率_レ兵攻_二百済_一。百済王慶遺子文周求_レ援，王出_レ兵救_レ之。未_レ至，百済已陥，慶亦被_レ害。

『三国史記』高句麗本紀，長寿王六三年（475）九月条

王帥_二三万_一侵_二百済_一。陥_二王所_レ都漢城_一。殺_二其王夫余慶_一。虜_二男女八千_一而帰。

『三国史記』百済本紀，蓋鹵王六三年（475）九月条

麗王巨連帥_二兵三万_一來圍_二王都漢城_一。王閉_二城門_一，不_レ能出戰_一。……

『三国史記』百済本紀，文周王元年（475）十月条

移_二都於熊津_一。

『日本書紀』雄略紀二十年（476）冬条

高麗王大發_二軍兵_一，伐_二百済_一。爰有_二少許遺衆_一，聚_二居倉下_一。兵糧既尽，憂泣茲深。於_レ是高麗諸將言_二於王_一曰，百済心許非常，臣每_レ見之，不_レ覺自失。恐更蔓生。請遂除之。王曰，不_レ可矣。寡人聞，百済国者。為日本国之官家所_二由來_一遠久矣。又王入仕_二天皇_一，四隣之所_二共識_一也。遂止之。〈百済記云，蓋鹵王乙卯年冬，狛大軍來攻_二大城_一七日七夜，王城降陥，遂失_二尉礼国_一。王及太后・王子等，皆没_二敵手_一〉

『日本書紀』欽明紀十六年（555）二月条

蘇我卿曰，昔在天皇大泊瀬之世，汝国為_二高麗_一所_レ逼，危甚_二累卵_一。於_レ是天皇命_二神祇伯_一，敬受_二策於神祇_一。祝者廼託_二神語_一報曰，屈_二請建_レ邦之神_一，徃救_二將_レ亡之主_一。必當_二国家謐靖_一。人物又安_一。由_レ是請_二神徃救_一。所以社稷安寧。

四七五年に高句麗の長寿王は、三万の兵力で百済の首都漢城を陥落させ、百済の蓋鹵王は戦死した。これにより漢江以南の地が高句麗に占領されたため、百済は防衛に有利な錦江流域の熊津（現公州）に遷都した。以後、百済は新羅と同盟し高句麗の南下を防ぎつつ、領土の喪失を補うため、全羅道地域の領土化を進めることになる。

◆四七七年の倭国が熊津を百済王へ賜うとの記載

『日本書紀』雄略紀二十一年（477）年三月条

天皇聞_二百済為_二高麗_一所_レ破，以_二久麻那利_一賜_二汝洲王_一。救_二興其国_一。時人皆云，百済国雖_三

属既亡聚_レ憂倉下_一。実頼_レ於天皇_一，更造_レ其国_一。〈汝洲王盖鹵王母弟也。日本旧記云，以_レ久麻那利_一，賜_レ末多王_一。蓋是謀也。久麻那利者任那國下哆呼利泉之別邑也〉

◆四七八年の倭王武の上表文にみえる高句麗征討の要請

『宋書』夷蕃伝倭国，昇明二（478）年条

興死，弟武立。自称_レ使持節・都督倭百済新羅任那加羅秦韓慕韓七国諸軍事・安東大將軍・倭国王_一。順帝昇明二年，遣_レ使上表曰，封国偏遠，作_レ藩于外_一。自_レ昔祖禰，躬擐_レ甲冑_一，跋_レ涉山川_一，不_レ遑_レ寧處_一。東征_レ毛人五十五国_一。西服_レ衆夷六十六国_一，渡平_レ海北九十五国_一。王道融泰，廓_レ土遐畿_一。累葉朝宗，不_レ愆_レ于歲_一。臣雖_レ下愚_一，忝胤_レ先緒_一，驅_レ率所_レ統_一，焜_レ崇天極_一，道逕_レ百済_一，裝_レ治船舫_一。而句驪無道，因_レ欲見吞_一，掠_レ抄辺隸_一，虔劉不_レ已_一。每致_レ稽滯_一，以失_レ良風_一。雖_レ曰_レ路_レ進_一，或通或不。臣亡考濟，実忿_レ寇讎壅_レ塞天路_一，控弦百万，義声感激，方欲_レ大挙_一，奄喪_レ父兄_一，使_レ垂成之功，不_レ獲_レ一篲_一。居在_レ諒闇_一，不_レ動_レ兵甲_一。是以偃息未_レ捷。至_レ今欲_レ練_レ甲治_レ兵_一，申_レ父兄之志_一。義士虎賁，文武効_レ功_一，白刃交_レ前_一，亦所_レ不_レ顧_一。若以_レ帝德_一覆載，催_レ此強敵_一，克靖_レ方難_一，無_レ替_レ前功_一。窃自假_レ開府儀同三司_一，其余咸假授，以勸_レ忠節_一。詔除_レ武使持節・都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事・安東大將軍・倭王_一。

一方、筑紫の豪族たちが前羅南道に進出する大きな契機は雄略期に百済が一時的に滅亡し、東城王の即位を援助するため派遣された⁽²³⁾とされる「筑紫国軍士五百人」の記載が注目される。伝承的ではあるが、同年に高句麗を征討した水軍の将に筑紫の豪族が見えることも留意される。ただし、百済が救援を求めたのは新羅の援軍であり、⁽²⁴⁾羅済同盟を前提にすれば倭国と百済の関係が、通説のようにこの時期に親密であったかは再検討する余地がある。⁽²⁵⁾

◆四七九年のヤマト王権による百済の東城王支援

『日本書紀』雄略紀二十三年（479）四月条

百済文斤王薨。天皇以_レ昆支王五子中，第二末多王幼年聡明_一，勅喚_レ内裏_一。親撫_レ頭面_一，誡勅懇勸，使_レ王其国_一。仍賜_レ兵器_一，并遣_レ筑紫国軍士五百人_一，衛_レ送於国_一。是為_レ東城王_一。

『日本書紀』雄略紀二十三年（479）是歳条

百済調賦益_レ於常例_一。筑紫安致臣・馬飼臣等，率_レ船師_一以擊_レ高麗_一。

筑紫の軍士たちについては、しばしばヤマト王権から派遣される軍勢の中核として記載されている。雄略期には高句麗を征討した水軍の将として筑紫安致臣が見え、継体期には筑紫の馬が四十四匹が百済に送られ、欽明期には「助軍数一千・馬一百疋・船四十隻」とある百済への援軍の内実は、以下のように筑紫国造を中心とする筑紫の兵であった。

『日本書紀』継体六年四月丙寅条

遣_レ穗積臣押山_一，使_レ於百済_一。仍賜_レ筑紫国馬卅匹_一。

『日本書紀』欽明十五年十二月条

有至臣所_レ将来_一民竹斯物部莫奇委沙奇，能射_レ火箭_一。……伏願速遣_レ竹斯嶋上諸軍士_一。……有_レ能射人，筑紫国造_一。

しかしながら、磐井の乱の後、筑紫の軍事拠点として那津官家が置かれると、九州の軍勢の従属度は高くなり、以下のように阿倍臣・佐伯連などの畿内豪族が筑紫の水軍や兵を率いる体制、ある

いは中央派遣軍が主体となっていく。

『日本書紀』欽明十七年正月条

百濟王子惠請_レ罷。仍賜_レ兵仗・良馬_レ甚多。亦頻賞祿。衆所_レ欽歎。於_レ是遣_レ阿倍臣・佐伯連・播磨直_レ，率_レ筑紫国舟師_レ，衛送達_レ国。別遣_レ筑紫火君_レ，〈百濟本記云，筑紫君兒火中君弟〉率_レ勇士一千_レ，衛送_レ彌弓_レ。〈彌弓津名〉因令_レ守_レ津路要害之地_レ焉。

それまでは、百濟系の副葬品が九州の墳墓に埋葬されていることを重視すれば、九州の豪族は、ヤマト王権と百濟王権に両属する存在であったと解釈することもできる。⁽²⁶⁾

栄山江流域における前方後円墳の消滅と九州勢力の衰退とは時期的には、ほぼ連動していることが指摘できる。

また、倭王武の上表文は、百濟の漢城陥落から東城王即位に対する筑紫の兵力の支援の中間に位置した時期になされていることも注目される。倭王武の雄略が請求した七国諸軍事号に「慕韓」が含まれ、自らの権威による自称・仮授の郡軍任命と七国諸軍事号地域に対する軍政権の主張は、東城王即位の支援と連動した倭国側の願望を示したものとして注目される。この外交的主張はあくまでも倭国による領域支配を示すものではないが、「慕韓」における倭系豪族の存在とその影響力が、こうした主張の背景にあったと考えることも可能であろう。

おわりに

現在、栄山江流域の前方後円墳被葬者についての諸説は、大きくは在地首長あるいは土着勢力とする説、倭人あるいは倭系の人物を被葬者とする説に分かれている。⁽²⁷⁾本稿では在地的な首長系列とは異なる地点に突如出現する点を重視して、後者の可能性を指摘した。

結論として、憶測を述べるならば五世紀後半以降の一時期に限定される栄山江流域の前方後円墳被葬者像として、百濟王族たる地名王・侯の配下で、県城以下クラスの支配を任された、北九州を含む倭系豪族とする想定も無理ではないと考える。彼らはやがて、百濟の都に集められて官僚化し、倭国との外交折衝などに重用されたために、一時的な現象として古墳は消滅したのではないか。ただし、栄山江流域にのみ前方後円墳が集中する理由や、移住の詳細なプロセスなどについては不明であり、今後も検討する必要がある。

註

(1)——拙稿「近肖古王と七支刀」[『百濟近肖古王と石村洞古墳群』漢城百濟博物館学術叢書，漢城百濟博物館，二〇一六年]。

(2)——拙稿「文献よりみた古代の日朝関係」[『国立歴史民俗博物館研究報告』一一〇，二〇〇四年]。

(3)——田中史生「『婦化人』論新考」[『日本古代国家の民族支配と渡来人』校倉書房，一九九七年]。

(4)——研究史については、李永植『伽耶諸国と任那日本府』[吉川弘文館，一九九三年]，中野高行『日本書紀』

における「任那日本府」像」[三田古代史研究会編『政治と宗教の古代史』慶応義塾大学出版会，二〇〇四年，二〇〇七年に加筆し韓訳]，森公章「五世紀の日韓関係」[日韓歴史共同研究委員会『第二期日韓共同研究報告書』第一分科会篇，二〇一〇年]など参照。

(5)——「任那日本府」の実体は、「在安羅諸倭臣」「安羅日本府」などともある安羅に所在した「倭臣」と考えられている。

(6)——拙稿「『日本書紀』の「任那」観—官家・日本府・

調一」〔『国立歴史民俗博物館研究報告』一七九、二〇一三年〕。

(7)——山尾幸久『古代の日朝関係』[塙書房、一九八九年]。

(8)——従来は田中俊明『大加耶連盟と興亡と「任那」』[吉川弘文館、一九九二年]のように、ヤマト王権の意思として葛城氏の行動をとらえてきたが、田中史生『倭国と渡来人』[歴史文化ライブラリー一九九、吉川弘文館、二〇〇五年]が指摘するように、独自の活動とする立場を支持する。

(9)——池内宏『日本上代史の一研究』[中央公論美術出版、一九七〇年]によれば、この記載は神功皇后伝承とは切り離すべき物語であり、『三国史記』列伝の朴堤上の伝と対応することが指摘されている。また井上光貞「帝紀からみた葛城氏」〔『井上光貞著作集』一、一九八五年、初出一九五六年]によれば、五世紀はじめにおくのが穏当とされている。

(10)——『日本書紀』雄略七年八月条。

(11)——『日本書紀』雄略九年三月条。

(12)——専論としては李弘植「任那問題を中心とする欽明紀の整理」〔『靑丘学叢』二五、一九三六年]、笠井倭人「欽明紀における百済の対倭外交」〔『古代の日朝関係と日本書紀』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九六四年]、金鉉球『大和政権の対外関係研究』[吉川弘文館、一九八五年]、李在碩「六世紀代の倭系百済官僚とその本質」〔『駒沢史学』六二、二〇〇四年]などがある。ただし、その定義や対象については必ずしも共通理解は存在しない。百済の位階官職を有し、倭国の氏姓を名乗る人という最低限の共通理解はあるが、混血の倭系二世なのか、外交交渉のみに活躍したのか、具体的にどの人物が該当するのかについては統一されていない。李弘植氏は「百済の日本系官吏」として欽明期に活躍した者を八人以上指摘し、笠井倭人氏も日本の氏名を帯びた者のみを「日系百済官僚」として八人を列挙したが、李弘植氏とは数名の異同がある。また、金鉉球氏はさらに八人を加えて、十六人を「倭系百済官僚」として認定し、李在碩氏はさらに二人を加え十八人としている。私見では、笠井説を踏襲し、確実に倭系的氏名を帯びたものに限定し、当面は「竹斯物部莫奇委沙奇」を除く十一人を考察の対象とした。とりわけ日羅については、鬼頭晴明「日本民族の形成と国際的契機」〔『大系日本国家史』一古代、東京大学出版会]が「大和政権と百済王家への二重の従属性」、また田中史生註(3)前掲論文は「複数の王権との多様な服属関係」を指摘している。私見は、こうし

た二重身分的服属関係を倭系百済官僚の基本的性格として承認したうえで、李在碩説のように単にウジ・カバネを有していることよりも位階・官職を有していることに強い第一義的な帰属意識を有していたことを重視し、同質でない服属関係であったと想定する。倭系の二世を含み、百済王権に対して軍事・外交などに活躍したと考えられる。

(13)——鄭東俊「『翰苑』百済伝所引の『括地志』の史料性格について」〔『東洋学報』九二-二、二〇一〇年]。

(14)——笠井倭人註(12)前掲論文。

(15)——李鎔賢「『梁職貢図』百済国使条の「旁小国」」〔『朝鮮史研究会論文集』三七、一九九九年]。

(16)——武田幸男「六世紀における朝鮮三国の国家体制」〔『東アジア世界における日本古代史講座』四、一九八〇年]。

(17)——坂元義種「五世紀の〈百済大王〉とその王・侯」〔『古代東アジアの日本と朝鮮』吉川弘文館、一九七八年、初出一九七四年]。しかし、百済の希望通りには中国南朝から公認はされなかった。

(18)——末松保和「『任那興亡史』」[吉川弘文館、一九六一年]、一一三頁。

(19)——呉吉煥「百済熊津時代の領域支配体制について」〔『朝鮮学報』一八九、二〇〇三年]。

(20)——東潮「栄山江流域と慕韓」〔『展望考古学』考古学研究会、一九九五年]。

(21)——『日本書紀』継体十年九月戊寅条、同敏達十二年七月丁酉朔条、『続日本紀』天平宝字五年三月庚子条、同天平神護二年三月壬申条など。倭系百済官僚についての詳細な検討は、拙稿「倭系百済官僚の基礎的考察」〔『日本古代の氏族と政治・宗教』下、雄山閣、二〇一八年]参照。

(22)——伝承的ではあるが、「穂積臣押山(委の意斯移麻岐弥)」は、「唎国守」「下唎国守」と表現されており、『日本書紀』雄略二一年三月条には、「久麻那利者任那国下唎呼利県之別邑也」とあるように、『日本書紀』の観念では、百済の王都熊津も任那国の一部で、「百済遣使貢調。別表請任那国上唎・下唎・娑陀・牟婁四県」とある任那四県の一つ下唎県に含まれることになる。ヤマト王権が封建したと観念された広域名称として「任那国」が使用されている。さらに、「唎国守」「下唎国守」を、外交使者(クニノミコトモチ)ではなく、百済が任命した地方官の『日本書紀』的表現とする可能性も有り、その場合には穂積臣押山も倭系百済官僚の一人として扱うことができる。

(23)——朴天秀『加耶と倭』[講談社, 二〇〇七年]。
(24)——『三国史記』百濟本紀文周王即位前紀条。
(25)——熊谷公男「五世紀の倭・百濟関係と羅濟同盟」[東北学院大『アジア文化史研究』七, 二〇〇七年]。
(26)——朴天秀註(23)前掲書。なお、李在碩註(12)論文によれば、筑紫国造に対して百濟王余昌(威徳王)が鞍橋君の称号を独自に与えたこと(欽明紀十五年十二月条)、また百濟が筑紫に分国を建設しようとしたこと(敏達紀十二年是歳条)、などは百濟王権と筑紫豪族との独自の統属関係を示すものと考えられる。拙稿「全体会シンポジウムコメント」[『日本史研究』

六五四, 二〇一七年]においても、百濟と倭国の国家形成期において、全羅南道や筑紫地域を領域内化することが政策的課題として存在したことを論じた。

(27)——近年までの研究整理は朴淳発「梁山江流域における前方後円墳の意義」[朝鮮史学会編『前方後円墳と古代日朝関係』同成社, 二〇〇二年], 朴天秀註(23)前掲書など参照。

(28)——吉備臣の言として子の弟君が「百濟」と連携して「日本」に対抗する立場を示していること、任那王の支配下に「日本府行軍元帥」と表現された吉備臣を含む倭系豪族がいたことが参考となる。

(国立歴史民俗博物館研究部)

(2018年5月24日受付, 2018年10月1日審査終了)

Human Traffic and Diplomacy between Wa and Baekje: Emigration of the Wajin and Bureaucrat of Kudara of the Wajin Native Place

NITO Atsushi

When thinking of the history of exchanges between Old Japan and the Yeongsan River Basin, what emerges as an issue of document, is that it will first be necessary to confirm the period when the Cholla-Namdo (South Cholla Province) and the Tamna yielded allegiance to Baekje. Further, it will be essential to analyze the content of the activities of the migrant groups of Wajin who were subdivided into the Kitakyushu lineage and the Kinai lineage. Besides, it will also be necessary to compare with the groups migrating to the Gaya region. Below we examine by focusing on the Japanese government officials of Baekje whom one comes across occasionally in the Kinmei period of “Nihon Shoki” (Chronicles of Japan) that is used as material to discuss this issue.

Currently, theories about persons buried in the large *zenpo-koen-fun* or keyhole-shaped tomb mounds of the Yeongsan river basin are broadly divided into the theory that considers the local heads or the indigenous people and the theory that considers the Wajin or the people of the Wa lineage as those buried in the tombs. In this paper, we suggest the possibility of the latter, emphasizing the fact that they appear abruptly at sites different from the ones of local chieftains' lineage.

In conclusion, if we speculate, we can assume that the figures of persons buried in the *zenpo-koen-fun* of the Yeongsan river basin that are limited to a specific period since late 5th century were the powerful Wajin families. They were entrusted with the rule of the classes inferior to those of the prefectural castle under the Baejke royal family who were kings of the place or followers of warlords, including in Kitakyushu. As they eventually gathered in the capital of Baejke before long, were bureaucratized, and were promoted to responsible posts including diplomatic negotiations with Wa, the Kofun may have disappeared as a temporary phenomenon. The reasons the *zenpo-koen-fun* were concentrated solely in the Yeongsan river basin or the detailed process of the migration are unclear, and there is a need to examine this in the future.

Key words: Burial mound with a square front and around back, Yeongsan River, Bureaucrat of Kudara of the Wajin native place, Kitakyusyu, Bokan